

25 - 10 保健医療事業

『合併協定項目(案)』

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 保健センター

保有機能は、組織機構や保健師の配置等を合わせ合併後1年程度で統合を調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 乳幼児医療費助成(市町村助成)

共通助成(初診時一部負担金を除き、3歳以上6歳未満の通院は医療費無料)を引き継ぐが、白糠町と音別町の独自助成は段階的に調整。

(2) 老人医療費助成

65歳から69歳の医療費助成は北海道助成(平成19年度で終了予定)に統合。

(3) 乳幼児健康診査

合併後1年程度で各種健診の開催方法、内容等を調整。

また、集団及び個別診査の両方受診できる体制を整備。

(4) 予防接種

合併後1年程度で地域に合わせた集団・個別接種方法を検討。

また、委託先は現行の継続を基本とし、委託料を統一。

なお、インフルエンザの個人負担額をワクチン代の実費相当額とし、1回に付き1,000円(税抜き)に統一。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 各種ガン検診

現行を引き継ぐが、集団・個別検診の両方ができる体制、個人負担の設定、これまでの経過を尊重した委託方式を調整し、釧路市の制度に統合。

(2) 人工透析患者通院交通費助成

当分の間は市町の現行を引き継ぐが、釧路市の制度(釧路地方腎友会に補助:行政50%、自己負担50%)に統合する。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 保健センター	19 - 01 - 01 - 04	保有機能は、組織機構や保健師の配置等を合わせ合併後1年程度で統合を調整
	(2) 釧路市立高等看護学院	19 - 01 - 01 - 06	
	(3) 休日夜間救急病院	19 - 02 - 01 - 01	新市としての運営体制の整備を図る
	(4) 「機能訓練」及びリハビリ教室、転倒予防教室(「その他成人保健事業」)	19 - 03 - 03 - 07 19 - 03 - 03 - 16	老人保健事業のA型機能訓練は医療環境が整うまで実施
	(5) 地域医療関係団体への補助	19 - 03 - 06 - 01	現行の保健施設整備利子補給分を引き継ぎ、合併後1年程度で補助内容を調整
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 乳幼児医療費助成(北海道助成)	17 - 05 - 06 - 03	
	(2) 乳幼児医療費助成(市町村助成)	17 - 05 - 06 - 04 【先行調整項目】	共通助成(初診時一部負担金を除き、3歳以上6歳未満の通院は医療費無料)を引き継ぐが、白糠町と音別町の独自助成は段階的に調整
	(3) 老人医療費助成	18 - 02 - 01 - 02 【先行調整項目】	65歳から69歳の医療費助成は北海道助成(平成19年度で終了予定)に統合
	(4) 老人保健医療事務	18 - 02 - 01 - 03	電算システム統合の方向性により調整
	(5) 老人医療費負担金	18 - 02 - 01 - 04	
	(6) 老人保健事務	18 - 02 - 01 - 05 18 - 02 - 01 - 06 18 - 02 - 01 - 07	
	(7) 母子保健計画	19 - 03 - 01 - 01	住民参加の策定委員会を組織し、合併後2年程度で新市における計画を策定
	(8) 妊婦健康診査及び貧血・風疹抗体検査	19 - 03 - 02 - 01 19 - 03 - 02 - 06	貧血・風疹抗体検査を含めた妊婦一般健康診査は、前期と後期の2回実施する
	(9) 乳幼児健康診査	19 - 03 - 02 - 02 【先行調整項目】	合併後1年程度で各種健診の開催方法、内容等を調整 集団及び個別診査の両方受診できる体制を整備
	(10) 母子保健指導	19 - 03 - 02 - 03	合併後1年程度で対象範囲や実施方法等を調整
	(11) 育児相談	19 - 03 - 02 - 04	合併後1年程度で実施事業や対象者を調整するとともに、随時相談が受けられる体制の整備を図る
	(12) 母子健康教室	19 - 03 - 02 - 05	合併後1年程度で新市としての取り組み事業を調整
	(13) 虐待防止支援事業、幼稚園児口腔衛生指導など「その他の母子保健」	19 - 03 - 02 - 07	合併後1年程度で新市としての取り組み事業の拡大・充実を図る
	(14) 健康教育	19 - 03 - 03 - 01	健康手帳は統合することとし、合併後2年程度で健康日本21計画に基づく市町計画の見直しを行い、地域性に配慮した健康教育事業を検討
	(15) 成人健康診査及び骨粗しょう症検診(「その他成人保健事業」)	19 - 03 - 03 - 02 19 - 03 - 03 - 16	集団・個別検診の両方ができる体制、委託料、検診の種類及び対象年齢を合併後1年程度で検討するが、委託先は現行の継続を基本とする
	(16) 「住民健康づくり」及び健康まつり、健康推進委員会の育成など「その他成人保健事業」	19 - 03 - 03 - 04 19 - 03 - 03 - 16	合併後1年程度で住民健康づくりの組織・委員、健康まつりの実施内容を調整
	(17) 訪問指導	19 - 03 - 03 - 05	合併後2年程度で健康日本21計画に基づく市町計画の見直しを行い、対象者の優先順位等を地域の実態に合わせて調整
	(18) 健康相談	19 - 03 - 03 - 06	(同上)

	(19) 結核予防	19 - 03 - 03 - 08	ツ反・BCGは集団・個別の両方が実施できる体制とし、費用負担を調整するが、結核検診精密検査(2次検診)の費用は無料とする
	(20) 予防接種	19 - 03 - 03 - 09 【先行調整項目】	合併後1年程度で地域に合わせた集団・個別接種方法を検討 委託先は現行の継続を基本とし、委託料を統一 インフルエンザの個人負担額をワクチン代の実費相当額とし、1回に付き1,000円(税抜き)に統一
	(21) 感染症対策	19 - 03 - 03 - 10	エキノコックス症検診は集団・個別検診の両方ができる体制を整備 SARS対策は釧路市の制度に統一するが、その他の感染症は新市で対策を講じる
	(22) 歯科保健	19 - 03 - 03 - 11	合併後1年程度で事業項目、対象者、委託先及び委託料等を調整
	(23) 健康管理システム	19 - 03 - 03 - 13	合併後2年程度で新市としてのシステムを調整
	(24) 健康度評価事業	19 - 03 - 03 - 14	合併後2年程度で健康管理システムの統一に合わせて調整
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 健診センター事業	19 - 01 - 01 - 05	
	(2) 病院建設協力事業、健診センター設置協力事業など「医療環境整備」	19 - 01 - 01 - 07	
	(3) 災害時救急医療対策	19 - 01 - 01 - 08	
	(4) 各種ガン検診	19 - 03 - 03 - 03 【先行調整項目】	現行を引き継ぐが、集団・個別検診の両方ができる体制、個人負担の設定、これまでの経過を尊重した委託方式を調整し、釧路市の制度に統合
	(5) 心の健康相談	19 - 03 - 03 - 12	
	(6) 人工透析患者通院交通費助成	19 - 03 - 03 - 15 【先行調整項目】	当分の間は市町の現行を引き継ぐが、釧路市の制度(釧路地方腎友会に補助:行政50%、自己負担50%)に統合する
	(7) 精神保健に係る共同住居運営費補助	19 - 03 - 04 - 01	
	(8) 精神保健に係る回復者クラブ運営費補助	19 - 03 - 04 - 02	
	(9) 精神障害者通所授産施設支援	19 - 03 - 04 - 03	
	(10) 精神障害者共同作業所運営費補助	19 - 03 - 04 - 04	